

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

岐阜県立大垣桜高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学金推薦者については、本校推薦基準に基づき、機構から指示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1. 推薦者の選考基準

下記の3項目全てに合致する者を推薦対象者とする。

なお、推薦対象者となるのは、高等学校卒業後2年以内の者までとし、選考の際に考慮する就学の期間は、在学者については2年間、既卒者については3年間の基本とし、本校の実情に応じて、3年次の状況を選考に加味する。

（1）人物についての基準

進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある者。

（2）学力についての基準

以下のすべてに該当する者。ただし、社会的養護を必要とする者は③に該当する者。

- ① 学習成績評価（調査書の評定平均値）が3.0以上の者。
- ② 次のア～エのいずれかに該当する者。
 - ア) 部活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる者。
 - イ) 学校行事などに積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる者。
 - ウ) 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる者
 - エ) ボランティア、地域活動等の課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる者。
- ③ 進学先での学修に対する意欲の認められる者。

（3）家計についての基準

以下のいずれかに該当する者

- ① 家計支持者（父母又は父母に代わって家計を支える者）が住民税非課税である者。
- ② 生活保護を受給している者。
- ③ 社会的養護を必要とする者。

※選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者であるかも考慮する。

※①および③に該当する者として推薦をした場合であっても、機構において家計に係る以下の基準に照らし合わせて採否を決定しているため、採用候補者とならない場合がある。

- ア 第一種奨学金の家計基準を満たすこと（①の該当者のみ）
- イ その者及び生計維持者の資産の合計額について、生計維持者が1人のときは1,250万円以下、生計維持者が2人のときは2,000万円以下であること。